

仕 様 書

1. 工事名称

外来ヘビ等北上防止柵設置工事

2. 工事期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

3. 工事内容

- (1) 東村慶佐次・有銘の農道慶佐次15号線、大宜味村津波・白浜の農道慶佐次1号線、村道津波江洲線沿い（図1参照）に、「外来ヘビ等北上防止柵」を設置する。
- (2) 設置する北上防止柵は、別添平面図・正面図・側面図のとおりとする。
- (3) 支柱の建て込みにあたっては、土壌区間、張りコンクリート区間、橋梁コンクリート区間があり（別添施行図面参照）、現場の状況に合わせ別添の工法を適宜選択して行うものとする。
- (4) 支柱の建て込みにあたっては、当該北上防止柵の設置に支障がないよう伐開するものとする。伐開した草本類については、当該経費により処理するものとする。
- (5) 支柱を設置する土壌区間については、別添平面図・正面図・側面図のとおり支柱から道路外側に向けて500mmの防草シートを敷設し、150mmピンまたは土のう若しくはその他飛散しない措置をとるものとする。
- (6) 別添平面図・正面図・側面図のとおり支柱間に防風ネットを設置する。防風ネット設置に際しては、台風シーズンを避けるため、令和8年11月以降に施工すること。

4. 適用

本工事は、本仕様書、参考図面並びに沖縄県土木建築部制定の土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準に基づき実施すること。

受注者は、工事の施工に際し、着手前及び施工中に設計図書に不明な点、もしくは疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議すること。

5. 配置予定技術者

(1) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について

建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者（企業）と入札執行日以前に3ヶ月以上の雇用関係が成立していなければならない。受注者は、着手届とともに、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料等の写し）を提示すること。

(2) 主任技術者又は監理技術者の配置

次のア又はイに掲げる資格及び要件を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を一級又は二級の建設機械施工若しくは一級又は二級の土木施工管理とするものに合格した者。

イ 技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を農業農村工学「旧農業土木」とするものに限る。）森林部門（旧林業部門）（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術管理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業農村工学（旧農業土木）」又は「森林（旧林業）－森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。

6. 成果物

- (1) 紙媒体：完了報告書、完成図書、納品書
- (2) 電子媒体：電子データを収納したDVD-R等1式

7. 関係図書の貸与

本工事を履行するにあたり、以下の図書等を貸与する予定である。

- (1) 令和7年度外来へび等北上防止柵設置工事設計業務 業務報告書

8. その他

(1) 公害関係

本工事に伴う公害（騒音、振動、粉じん、排出ガス、濁水等）の発生により第三者へ損害を及ぼした場合は、その因果関係を明確にしたうえで、これが受注者の責に帰すべき理由により生じたものだと思われらるものについては、受注者においてその損害を負担すること。

(2) 安全対策関係

本工事において、不発弾等が発見された場合は、警察署（交番、駐在所）に報告するとともに、調査員を通して県連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室危機管理課に報告すること。

また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊の指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。

(3) 積算関係

本工事の積算にあたっては、別添の本工事費内訳書のとおりに積算している。

(4) 工事進捗状況の報告

受注者は、毎月の工事の進捗状況を翌月の3日までに監督職員へ報告すること。

(5) 県産品の優先使用

本工事に使用する資材等は、県内で算出、生産又は製造された資材等で、その規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めること。

(6) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有するもの）から選定するように努めること。

(7) 変更協議

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負費率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

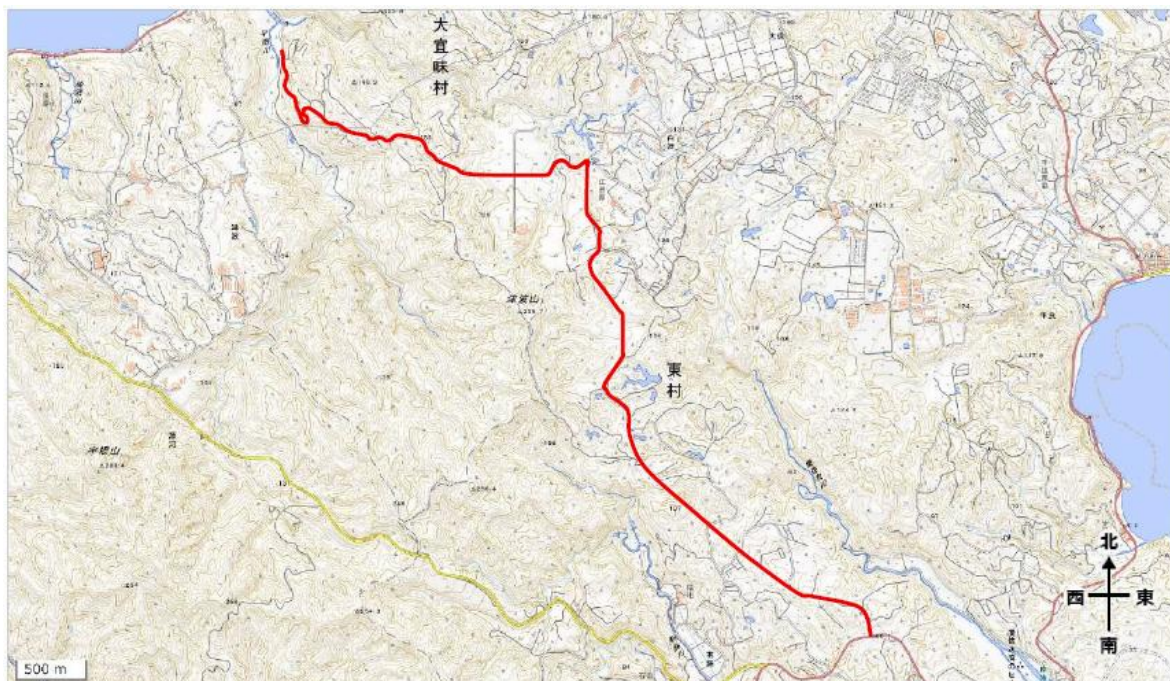


図 1 施工予定区間図